

税の申告受付がはじまります

2月16日(木)～3月15日(木) 開場：午前8時30分 受付：午前9時～午後4時 問 税務課 ☎22-3148

まずは、所得税（国税）の確定申告が必要か確認

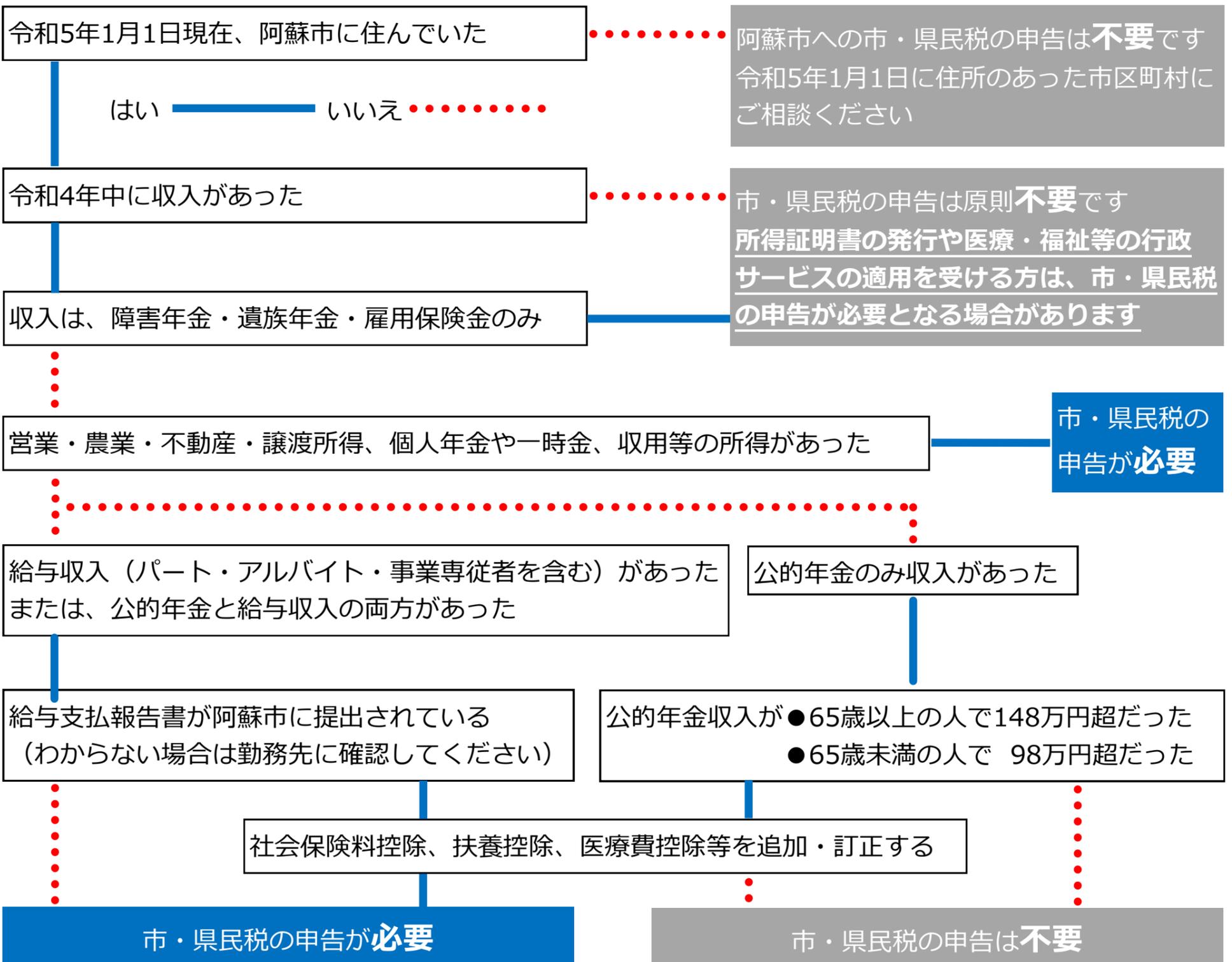
- ① 自営業者等で、令和4年中の所得金額の合計が、控除合計額を超える（所得税を納める必要がある）
- ② 公的年金収入金額が400万円を超える
- ③ 公的年金収入金額が400万円以下であるが、公的年金以外の所得が20万円を超える
- ④ 年末調整をした給与収入があり、それ以外の所得が20万円を超える
- ⑤ 給与支払を2ヶ所以上から受けている場合で、年末調整をしていない給与の収入金額と給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える ※「収入」と「所得」は意味が異なります
- ⑥ 源泉徴収や予定納税で納めた所得税が納め過ぎになっていて還付申告をする
- ⑦ 1～6にはあてはまらないが、各種控除を追加して、すでに納めた所得税の還付申告を行う

①～⑦のどれかにあてはまる場合は、税務署または市役所の申告会場で所得税の確定申告を行う必要があります（確定申告を行った場合は併せて市・県民税の申告も行ったこととなります）。

※住宅ローン関係控除の初年申告や消費税の確定申告を行う人は、市役所会場での受付ができません。税務署で申告してください。



①～⑦のどれにもあてはまらない場合は、市・県民税（住民税）の申告が必要か確認



申告会場へ持参するもの

- ① マイナンバーカードまたは身分証明書（運転免許証など）
- ② 所得を証明する書類
 - ・源泉徴収票（給与、公的年金など）
 - ・土地、建物、山林などの資産を譲渡（公共事業等の収用を含む）した場合は、契約書や証明書などの関係書類
 - ・個人年金や生命保険などの満期・解約時の受取金や一時金の額が記載された書類
 - ・事業所得や不動産所得の「収支内訳書」、収支の確認ができる帳簿・通帳・領収書など

※前年に事業所得等（農業、営業、不動産）があった人には事前に収支内訳書作成の説明資料をお送りしていますので、申告前に作成して会場におこしてください。
作成せずに来場された場合は受付ができません。
- ③ 所得控除額を証明する書類
 - ・社会保険料（国民年金や農業者年金保険料の支払いがある場合）の領収書など
 - ・生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料などの控除証明書
 - ・医療費控除の明細書または医療費の領収書、「医療費のお知らせ（要件を満たすもの）」
 - ・雑損控除の関係書類（熊本地震に係る損失額の計算書、前年の確定申告書の控えなど）

申告日程

会場	月 日	対象となる行政区
【一の宮会場】 市役所本庁 北側別館 大会議室	2月16日 困	町1区、古城5の2区、古城6区、舞谷、上役犬原、蔵原
	2月17日 金	町2区、北1区、北2区、分2区、古城7区、道尻、竹原
	2月20日 月	分1区、塩塚、西仲町、桜町、福原、荻の草、下役犬原、西町
	2月21日 火	下町、馬場、豆札、原口、東黒川、坊中
	2月22日 水	東1区、西1区、西3区、福岡、上町、古城5の1区、中原、片隅
	2月24日 金	西2区、古神1区、分3区、神石、東仲町、古城1区、下西河原
	2月27日 月	東2区、東3区、古神2区、古城2区、古城3の1区、上井手、上西河原、西下原
	2月28日 火	古神3区、古閑、古城3の2区、古城4区、下井手、西井手、上東下原、下東下原
【波野会場】 波野支所 会議室	3月 1日 水	小園、笹倉、大道、立塚、横堀、遊雀、仁田水、滝水
	3月 2日 木	檜木野、赤仁田、小地野、坂の上、中道、山崎、中江
【阿蘇会場】 農村環境 改善センター 農事研修室	3月 3日 金	深葉、折戸、浜川、小池、今町、永草
	3月 6日 月	南宮原、乙姫
	3月 7日 火	内牧2区、小里、本村、茗ヶ原、元黒川、黒川千丁
	3月 8日 水	内牧3区、西小園、原の口、下の原、新村、上西黒川、下西黒川
	3月 9日 木	内牧4区、湯浦、山田、小倉、跡ヶ瀬、的石
	3月10日 金	内牧5区、西小倉、南黒川、狩尾1区、狩尾2区
	3月13日 月	内牧1区、宇土、黒流町、小野田町、北黒川、狩尾3区
	3月14日 火	西湯浦、鷺の石、赤水
3月15日 水	成川、枳、車帰	